

# 第69回議会運営委員会記録

令和3年6月24日

【開催日】 令和3年6月24日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤之介	議事係主任	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 要望書（新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている山口県  
飲食業生活衛生同業組合に対する支援の要望）・・・**資料1**
- 2 高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情について
- 3 モニター意見について・・・**資料2**
- 4 その他

---

午前10時 開会

---

長谷川知司委員長 おはようございます。ただいまから、第69回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元の資料にあるとおりです。

山田伸幸議員 開始前に一言。6月7日の議会運営委員会で、陳情の取上げ方の議論の際に、陳情者に対して不快な思いをさせた発言があったことをおわびし、発言の取消しをお願いしたいと思います。

長谷川知司委員長 今、山田議員から6月7日の発言について、おわびと取消しをお願いしたいということがありました。一応それで受け付けます。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議事録を後で精査して、処理いたしますので、お任せください。では、付議事項1、要望書（新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている山口県飲食業生活衛生同業組合に対する支援の要望）です。まずちょっと事務局にお聞きします。これは執行部にも出ているかどうか確認していただいていますか。

島津議会事務局次長 同日付けで執行部にも出ていると確認しております。

長谷川知司委員長 これについて、事務局からいいですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 これまでもコロナに関する要望が出てきており、至急を要するため議運に出すということで議長から諮問がありましたので、ここで調査委員会を決定していただけたらと思います。

長谷川知司委員長 要望書が出ておりますが、これの取扱いをどうしますか。

高松秀樹委員 この要望者の支部長江田さんより、コロナの委員長である私に直接連絡がありまして、この要望書につきましては、執行部にも出しておるといふこと、そして議会に対しては、全議員に配布をお願いしたいことでした。つまり、コロナの委員会でこれを取り上げて陳情者を呼ぶようなことまで必要ないと聞いております。

長谷川知司委員長 ただいま、コロナの担当委員長でもあります高松委員から、

申請者の希望を言われました。あくまでも執行部に対する後押しということで、議員に配布して理解していただきたいということですが、それでよろしいでしょうか。所管を決めたほうがいいですか、まず。（発言する者あり）配布でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）陳情者の意向が配布していただきたいということですので、そのように処置させていただきたいと思います。

吉永美子議員　この要望書の一番下に、下記の支援を行われるよう要望しますとあるわけですが、これは市に対してということで、市に支援するよう議会が動く必要はないと受け取っていいんですか。委員会で取り扱わないということは、そう思っているんですか。議員が知るといっただけ、市に対してこういう要望を料飲組合が出されたということを知るだけでよろしいということでもいいんですね。議会から要望的なことを出すように議論するとか、これまで委員会でやってきたけど、それは必要ないということでもよろしいですね。先ほど高松委員の言葉で言えば、一応そこまでは必要ない。ただ、執行部の対応によって、新たにまた要望が出てきて、そのときは議会が動いてくださいという要望が出るかもしれないという理解でいいですかね。

高松秀樹委員　もう少し詳しく説明しますと、県が、売上げが落ちた事業者プラス飲食店に現金支給を決めたこと、本市においてはスマイルチケットが既に議決されておることを考えて、今回については配布でもいいですと。しかしながら、今後また状況が変化したときには、新たな要望書を議会に対しても出しますので、そのときはしっかり対応してほしいということでした。

長谷川知司委員長　吉永議員いいですかね、それで。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうことで処置したいと思います。2、高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情について。これについて事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 この付議事項2については、これまで3月9日、6月7日の議会運営委員会において審査を行ってきました。この中に項目として更に四つありまして、3月9日の議運のときに出した資料を読み上げると、二つ目が高橋参考人による不穏当発言について議会への謝罪文の提出を求める決議。それから三つ目が、その不穏当発言について新市場開設者への謝罪文の提出を求める決議。四つ目が、そもそもの不穏当発言取消しという内容でした。これについては6月7日の時点でもう議運で結論が出ておりますので、ここでは述べません。それに基づいて事務局でこれまでどおり案を作ることにしています。一つ目が、高橋参考人による不穏当発言の特定というものでした。これについては、これまでの議論の回答では、この陳情に対する回答になっていないのではないかなと考え、もう一度議論してくださいということで、前回の議運の冒頭において御提示しました。その記録を読み返すと、やはり私の言い方がちょっとまずかったような気がしまして、もう一度これについて議論していただきたく思い、本日で三度目になりすみませんが、提示するものです。前回までの議運において、陳情1については議会運営委員会で不穏当発言を特定していくが、委員会で公開になっていて、不穏当発言をそこで特定すると、更にその発言を重ねることになってしまう。今後は、事実認定のために、その該当箇所が分かるように指摘する。つまり、その部分をずばり発言するのではなくて、こういった部分ですみたくない形でぼんやり指定していくというような結論になっていたかに思います。ただ、この陳情書を見ると、この陳情者が求めている内容はそういうものではない。発言について特定してくれと、ずばりその要望が出ておりますので、ちょっともう一度ここを議論しっかりしていただけたらなと思います。大変申し訳ありませんがよろしくお願いします。

長谷川知司委員長 ただいま事務局からも言われましたように、前回私たちが協議したところでは、回答ではまだ不十分だと思われるということで、皆様方もどう思われるか、ちょっと意見があればお願いします。

伊場勇副委員長 この事案について、発言を特定するというところで、これはもう特定済みであります。ただ、御返事する、御回答するときに、既に産業建設常任委員会における発言取消しの上承をもって特定したというのも事実ですので、こちらを加えて御回答する。そして、改めて、該当箇所を発言すると不穏当発言になるために、発言できないというお答えを返したらどうかと思っております。以上です。

長谷川知司委員長 副委員長から提案がありましたが、そのように回答することではよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事務局において、そのようにまとめていただきたいと思います。では、3に行きましょう。資料2です。モニター意見について。前回、モニター意見について検討するというのをやっていたのですが、時間の関係がありまして途中までとなっております。それで、今回資料には時系列的に古いほうから載せております。1番、議員の説明責任と謝罪について。③2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたかどうか。④杉本議員は議場において謝罪を行う機会が与えられたが、杉本議員は謝罪を行ったのかどうか。これらについてであります。ちょっと休憩を入れます。

---

午前10時11分 休憩

---

---

午前10時12分 再開

---

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほど言いました件について、皆様方の意見をお聞きします。

中村議会事務局主査兼議事係長 この資料のaというところは、その当時の回答を書いてあります。この1番については、一応読み上げますと、「令和元年12月議会の初日の12月4日の本会議録が未調製のため、調製

後に本会議録を精査して、改めて協議します。」で終わっておりました。  
しかし、この件については、令和2年5月26日の臨時会最終日に、杉本議員が説明しておる状況です。

長谷川知司委員長 今事務局が言いましたように、もうこの問題については、杉本議員からきちんと謝罪もあり、きちんと説明責任を果たされているということでした。皆様、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、それで行きましょう。2、代表質問と一般質問の違いについて。これは令和元年の12月17日です。「山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。」。これについて、回答は「今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。については、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。」ということです。これについて、皆様会派の中でも話し合ったことがあれば、あるいは会派以外の人でも意見があればお願いいたします。

高松秀樹委員 この代表質問の話は、ここに書いているとおりの状況で行われている部分もあるのかなという気がしていますし、私どもの会派は、そもそも22人の議会で代表質問が必要なのかという議論にもなっています。そこも含めて、どうしていくのかを議運の中で十分協議していかなければならないと思っています。

山田伸幸議員 基本的には、代表質問は市長の施政方針演説に基づいて、その内容の疑義をただしていくと、市長の考えをその場で議会としてどうなのかということで議論していくわけですが、これは代表質問だけにとどまらず一般質問においても同様だと思うんです。残念ながら、一般質問ではそもそも市長に質問せず、初めから執行部に質問するということが、本会議での一般質問の在り方そのものも、やはり今問われるべき課題か

など思っております。ましてや、代表質問となると、市長がこういう市を作っていきますよということですので、やはり市政についてきちんと議会のほうが議論できるような代表質問でなければいけないんですが、残念ながらそこがまだできていなかったのではないかなと思っておりますし、高松委員が言われるような懸念も、残念ながら今のままではそうなのかなと言わざるを得ない状況があると思います。これを改善していくのか、あるいはもうやめてしまうのかということであれば、改めて議論が必要かなと思います。

吉永美子議員 私は以前から、代表質問は一般質問とどう違うんだろうかと思っています。会派に属しておりませんので、一般質問をするときにやはり市長の施政方針について触れて、答弁をもらってききましたので、この違いは何だろうかなと思っておりました。また代表質問をされても、部長が答える場面もあり、なおさら違いがよく分からないかなと思っておりました。それで代表質問をされるのであれば、会派の代表がされたことに対して、もっと突っ込む形で、同じ会派の人が一般質問でされると、代表質問の意義が大きく出てくると感じています。いずれにしても、どうしていくのかをしっかりと議論して、早急に決めていく必要があると考えています。

高松秀樹委員 吉永議員が言われた最後のほうは一緒なんですけど、結局ここに書いてあるとおり、代表質問が体を成していないと感じています。もしかしたら多くの議員も感じているのかなと思います。何で代表質問が体を成さないかという、代表質問は会派単位ですものですよ。今の会派に、例えば理念又は共通の政策がない限り、代表質問を行う意味がないと思うんです。モニターの意見でも、会派の理念とは何ですかという意見があったと思います。恐らく私どもの会派も含めて、非常にあやふやなところもあると理解しておいて、それがはっきりしない限り代表質問に色が出ないような気がします。ということは代表質問の前に会派制というのをしっかりと議論しておかないと、代表質問は成立しない

ということだと思えます。今の時点で、代表質問はもう必要ないと思っています。でも、これを言うと市民の皆さんから、いやいや、体を成していないから代表質問は必要ないというのは、ちょっと違うんじゃないかというふうなことを言われるんですが、やはり山陽小野田市議会のこれが現実であり事実であると捉えております。

河野朋子委員　そもそもこの代表質問ができたときの議論の中に私もいたんですけど、本当にしっかりと議論した上でこの制度を作ったかといったら、すごく疑問でした。反対した立場としては必要ないんじゃないかと思っていたんですが、作ったからにはやっぱりちゃんと体を成すようにしていかなくちやいけなかったんですけど、振り返ってみて本当に現実にはなかなか難しいんじゃないかというのは実際に感じました。私たちの会派も代表質問が必要なのかと問題提起をちょっとするつもりで、今回はあえて代表質問をしなかったところもあるので、これをきっかけに、やっぱり本当に必要ないのかというところまできちんと議論して、必要ないものであればしないとかを決めると。時間の無駄ですよ、はっきり言って。だから、そういうことをきちんとしないと、取りあえず作ったからやっ払いこうでは余りにも情けないので、その辺、山陽小野田市議会に代表質問が必要なかどうかをもう議論すべき時期なんじゃないかと思っています。是非、この議論はしたほうがいいと思います。

山田伸幸議員　以前、議会基本条例の見直しの議論をするときに、やはり議員自体が基本条例そのものを理解していないのもあるんじゃないかということで、随分話をしてきたと思うんですよ。一般質問においても、やはり不理解というか、一般質問が単に課長とか係長が答えられるレベルのものを質問している例が随分ありました。やはり市長に対して市政をただしていくような質問をしていくことが一番求められているはずなのに、最初からそれを放棄しています。それは議員側の問題です。一般質問とは何ぞやというところからですね、きちんと改めて学習なりをすると。長門市議会でもやっていますし、こちらもやってまいりましたけれど、

更なる積み重ねがちょっと要るのかなとも思っています。でないと、更に上の代表質問にまで到達できないような気がするんです。

杉本保喜議員 幸か不幸か市長の2期目ということで、代表質問が3月と6月とありましたよね。その中で見たときに、3月と6月の代表質問の中で、こういう訴えに対して向上したところがあったのかどうかというのが一つの問題だと思うんです。もう3月議会のときにこういう意見が出て、陳情というかね、モニター意見としてもらっているんで、それを我々はもう既にそういうことを知っていたわけですよ。それを踏まえた上で、6月議会のときの代表質問で注意しながらやってきたのかどうかなんですよね。私は、多少進歩があったかなとは感じています。ただ、ほかの方たちはどう感じたのかをちょっと知りたいです。

長谷川知司委員長 杉本議員、たしかこの3月は代表質問がなかったと思うんです。（発言する者あり）それで、この質問自体も令和元年12月に出ていますから。ちょっとそこだけ確認しておきます。

伊場勇副委員長 代表質問は会派の政策を明らかにして、それについて執行部からの答弁をもらう、またその政策をしっかりと皆さんにお知らせするという、これは貴重な議会の権限であると思いますので、これがなくなることについてどういった影響があるのかということも併せて協議していく必要があるかなと思います。高松委員が言ったような会派そもそもの考え方とか理念とかといったところはしっかりと市民の方にも知らせなきゃいけないし、そこで、やはり会派としての政策というのもしっかりと考えていく必要もあると思いますから、議員の権限をなくすことでどんな影響があるのかということも踏まえて考えるべきだと思っています。

杉本保喜議員 今言われたことは私もそうだと思うんですが、代表質問は各会派から出てやるということから考えてみると、高松委員が言われたように、会派の理念というものをしっかりと踏まえた上で、その理念と市長の

方針を見ながら質問するという方向性があれば、総花的な、同じような質問をするということはある程度避けられると思うんですよね。だから、各会派の中で、その辺りの理念をもっとレベルアップするということから出発すれば、代表質問そのものの意味も出てくるんじゃないかと思っています。

長谷川知司委員長 皆様の意見をお聞きしますと、やはりこれについては、もっと私たち自身が勉強して検討すべきだということです。ただ単に要るか要らんかというんじゃなくて、先ほど吉永議員も言われましたように、代表質問をしたらその追及質問という形、言葉が悪いかもしれませんが、ほかの会派の議員が同じようにそれについてできるとか、様々なやり方があるかもしれませんので、今後、これについてはもっと検討していく、検討しているのにまた検討していくという言葉はおかしいかもしれませんが、次回に持ち越しでよろしいでしょうか。

高松秀樹委員 そもそもこの代表質問の必要性について考えるんですけど、僕は必要性がないのかなと。代表質問というのは、いわゆる議員数が多い議会で会派がある程度一定数あって、会派の中の人数も最少の3人ではなくて6人も7人もおるような大きな議会で、基本的には人数によって、その時間又は発言者の人数が案分されているはずなんです。そういう中で、代表質問を持ってくるという形だと思います。うちの議会は、代表質問が60分なんです。一般質問は70分あるんで。配分がほぼ一緒なんです。それなら、人によっては、代表質問は60分しかないから一般質問でやりますよという形になっているのが現状ではないかと思っています。その現状を考えて、代表質問を本当にどうするのかということ、今決めてしまうと来年3月の話で改選を挟みますので、これは改選後への申し送り事項として、改選後直ちに是非について協議してくれというような形で送ったらどうかなと思います。

山田伸幸議員 送るのもいいんですけど、一般質問と代表質問の違いが分か

らないまま次の議会がそれを受け取っても何にもならない。議会基本条例では、議員になってすぐに研修するようになるかと思うんですけど、その中でこの問題は、やはりきちんと時間を取って学習した上で、この議会の方向性というのを定めていかないと意味がないんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 代表質問は3月なんですよ。11月に何かあるんだったら改選後すぐなんですけど、3月にあることを改選前の今の議会が決めるよりかは、新しい議会がしっかり自分たちの代表質問について考えるべきということで申し送りすべきだと思います。

長谷川知司委員長 まだまだこれについては、私たちは検討が必要なので、今の任期で結論を出すんじゃなくて、新しい期の議員でどうするかをきちんと検討したほうがいいんじゃないかという意見がありました。そういう形でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それと、さっきも言いましたが、ただ単に要る要らなくて、代表質問をどのようにしたらもっと生き目がいくかということも含めてやっていただきたいと思います。次に行きます。3、緊急質問について。一応読みます。「令和2年3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議の採決の結果、緊急性がないとの理由で否決となりました。緊急質問の定義から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思います。」。回答は、「今後も議会運営委員会で議論を重ねていき、本会議としてのルールを定めます。」。これは途中何回か議会運営委員会で話し合っておりますが、まだ結論が出ておりません。それを継続していかないといけないと思いますが、これについて事務局から何か説明があればお願いします。

山田伸幸議員 会議規則の上からも手続に問題があったとなっているんですけど、どういったところで手続的に問題があったと理解したらいいのでしょうか。

長谷川知司委員長 事務局、分かりますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 会議規則は第62条に緊急質問等という項目があります。第1項は、議会の同意を得てできるということです。第2項は、討論を用いないで会議に諮る。第3項は、趣旨に反するときは、議長は直ちに制するという事なんで、第3項は質問の最中のことしか書いていないんです。となると、第1項か第2項の件だと思うんです。ちょっと今までの議論でお話ししたかと思うんですけど、緊急質問は、動議でされる場合は、議場で同意者が要ります。前回の3月25日は、通告されて行いました。そこも含めてのことかなという気がします。議場でやると同意者が要るのに通告だったら一人でできるというところが、今ちょっとつじつまが合っていないところは、確かに事務局としても認識しています。今思い当たるのが、この言葉だけだとそこしかないような気がします。前回の手続上、会議規則上と言われると落ち度はなかったように思います。

高松秀樹委員 当時、実際に緊急質問が通告されたんですけど、このときに恐らく問題とされるであろうことは、議運での動議の取扱い方法ではなかったのかなという気がしています。つまり、議運の役割は一体何かというところをしっかりと協議しておかなきゃいけないと。いわゆる緊急質問は、今説明があったように、本会議場での動議による緊急質問と事前通告による緊急質問があって、それぞれ、どういうふうな手続を取ってやるのかを決めておかないと、まだ任期中に9月定例会が残っていますので、9月定例会での緊急質問の可能性もあります。ずっと議運の中でやってきていますので、手続をここでしっかりやっておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 当時出た要望書だったと思うんですけど、恐らく高松委員がおっしゃったように議運の中でのことで、議事日程に付

される手続のことなので、会議規則というよりは議運の手続のことと推測されます。

長谷川知司委員長 ちょっと今日そこまで私もちょっと準備していなかったんで、これについては、個別にまた議会運営委員会で協議するということでもいいですか。そんなに遠くない日にです。継続してまたやるということでもいいですか。

伊場勇副委員長 これについては事務局に一生懸命調べていただいて、フローチャートも作っていただきましたし、他市町の取扱いについては、しっかり回答していただいているところもそうじゃないところもあったと思うんですけど、確かに9月定例会があります。これはもう1年前ですよ、出たのが。なので、ちょっとそこは持ち越すよりもルールを作ったほうがいいと思いますんで、委員長がおっしゃるように、またその資料を皆さんにしっかり御覧いただいて協議していきたいなと思います。

長谷川知司委員長 副委員長も言いましたけど、これは次回の議運で集中的に話すということでもよろしいでしょうか。様々な意見を皆さんが出されると思いますので、一応資料は皆さんに再度お配りして話し合うことにしたいと思います。緊急質問については、9月議会の前までには結論を出せるように努力したいと思います。次に、4、会議録の公表について。「依然として、一部の参考人を招致したときの委員会の会議録が公表されていません。これはなぜなのでしょう。」。回答は「議会運営委員会において、市の情報公開条例等との関連性を含め検討してまいります。」としています。

山田伸幸議員 これ答えになっているんですかね。会議録が公表されていないのはなぜなのかと言っているのに。だから、公表されない部分がある会議録があるということなんですか。それは全部が公表されていないのか、それとも一部が公表されていないか。それはどうなんですか。

高松秀樹委員 ここに書いているのでは分からないので。秘密会を開催して、その開催の議事録公開について、秘密事項を特定して、それ以外を公開するのか、それともこうやって全部公開しないのかということを経過に議論したんですが、その後いろんな方と協議した結果、情報公開条例との関連性を含めて慎重に検討する必要があるという結果になったということがここに書いてあるんです。僕は全く受け入れておらず、公表すべきだと思っています。今のところ、こういう状況だということです。

山田伸幸議員 市の情報公開条例との関連性という、基本的には特定の個人の氏名とか会社とか印鑑とか、そういったものは黒塗りされますけれど、内容等というのは、基本的にはよほどのことがない限り公表されてきていると思うんです。要するに今の議会で公表していない部分というのは、それ以上のことになっているということなんですか。公表しては問題が残ると考えられて公表されていないのでしょうか。

高松秀樹委員 会議規則やったっけ、地方自治法やったっけ。いわゆる秘密会の会議録は非公開とするという条文があるというところで、せめぎ合いが今続いているということです。一般的なのは言われるとおりです。一方では、市議会アドバイザーの先生によると、秘密事項を特定して、そこは公表できないけど、それ以外のところは公表できますよという意見があります。片方では、そうじゃない、地方自治法どおりやるべきだという意見があるというところで、結論が出ていない。だから「検討してまいります」と書いてあるということです。

山田伸幸議員 ということは、山陽小野田市議会の会議録の中で公表できないものがいまだに存在しているということよろしいんですか。

長谷川知司委員長 はい、そうだと思います。

山田伸幸議員 それは恐らく参考人あるいは証人等の発言に関わる部分だと思うんですけど、これを公開することによって、著しくその方の名誉を傷つけたり事業等に影響が出たりといった場合に、何か配慮しなくちゃいけないような規定はなかったと思うんです。そういうのがないのにもかかわらず公表できないというのであれば、公表されないこと自体が問題だと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

長谷川知司委員長 秘密会にしたということがまず一つありますよね。それと、参考人そのものが公開したくない、公にしてほしくないという希望もあったかもしれませんね。それは私の推測ですから何も言いませんが、やっぱり参考人が来られて、秘密会の中で公開になる部分があれば、何のための秘密会かということで、参考人は物を言えなくなるんじゃないかという気もしております。いろんな事例、ケースがあると思いますので、できるだけ本議会としては公開はしておりますが、まだ結論が出ていない状態です。

高松秀樹委員 山田議員が言われるように、発言の中で、いやこれは非公開にすべきとか公開にすべきとかという議論じゃなくて、会議規則そのものに、「秘密会の議事の記録は、公表しない。」とあり、この1点で公表するのはふさわしくないという話なんです。

山田伸幸議員 では、秘密会にするかしないかの扱いもあると思うんです。秘密会にすることが正しかったかどうかという検証されているんですか。

高松秀樹委員 秘密会の正当性は、我々が判断すべきことじゃなくて、委員会の判断で議決したということは、正しかったということです。

長谷川知司委員長 できるだけ私たちも公表しようというスタンスではおります。しかし、どうしても秘密会、あるいは参考人の希望があると思いますので、これについては、先ほど高松委員が言われましたように、基本

条例ですか……（発言する者あり）会議規則によって公表しておりませんということで、どうでしょうか。それではいけんですか。

伊場勇副委員長 会議規則第86条にはそう書かれているんですが、やはりその市の情報公開条例と関連をいろいろ見ていくと、秘密会だからといってそれが公開されないのはどうなのかというところにまた戻ってきてしまうと思うんです。秘密会は秘密会として要綱がしっかり決まっていて、それでやっている以上、今、秘密会の議事録について標準会議規則とあまりかけ離れてはいけないと思いますので、本市として、第86条に公表しないとしている以上は公表するべきではないのではないかと思います。ただ、これは少し文言を変えるというところは協議してもいいんじゃないかなと思っています。

高松秀樹委員 今回は参考人招致を行った際の秘密会の開催だったんです。これは、案件の解決に向けて、委員会として審査するために行われています。秘密会にしたことによって、全ての議事が公開できないことになると、委員会としてはそれ以上先に進めないんです。それをしゃべっても駄目ですから。つまり、もう審議がそれでストップするというので、事務局経由でアドバイザーにお聞きしたところ、秘密事項というのは何でも秘密事項になるわけじゃないと思うんですよ。もちろん特定のある一定の個人情報とかの秘密事項は駄目です。しかし、それ以外については公表すべきだという回答を得て、産業建設常任委員会には先に進めておくと。この参考人の方については、全て非公開としてくれということで、ここでもう審査がストップしてしまったというような現状、背景があるんですよ。参考人招致に秘密会を使うというのは、なかなかないと思うんですよ。ちょっとその先まで読めなかった、こういうことになると思っていなかったんで、その後なかなか、もう先に進めないようになってしまったというところはあります。

山田伸幸議員 秘密会にした委員会の判断もあると思うんですけど、事実解明

のためにいろいろな参考人から話を聞いて、問題点を解明しようと思っても、その秘密会ということがその中に含まれてしまうと、そのことを一切公開できなくなるということですよね。手法としてとなってしまうと、議会が果たすべき役割がそこでストップしているのが正に今の現状だと思うんですよね。これについて、どう打開しようかという議論はなされていなかったんでしょうか。

高松秀樹委員 事の順序の問題だと思うんですけど、委員会では秘密会にすることによって全て非公開という結論に達することはなくて、いわゆる特定事項のみを秘密事項ということで非公開と。それ以外のことについては公開ということで審査を進めておったんです。それで最後に、参考人の方がこういう論調で言われたんで、今、全てがストップしたということです。先ほども言いましたように、秘密性とは一体何なのかということをしっかり議論しておかなきゃいけないんですよ。秘密性といっても、永遠に秘密じゃない場合もありますよね。会議規則のとおり、継続する限り、つまり秘密じゃないものについては公表してもいいという話なんですよ、会議規則をよく読むと。そういう解釈の問題もあると思います。会議規則に書いてある、イコール100%そではない部分も、僕たちは解釈していかなくちゃならない。それはやっぱりこの議運の中で、今後どういう運営をしていくのかということを決めておかないと、また同じ事案が発生したときにこうやって頓挫することになって、事実解明ができなくなるということもあり得ると思っています。

山田伸幸議員 この回答のaのところ、「情報公開条例等との関連性を含め検討してまいります」とありますけど、結論が出ますか、検討の。今のままでは、何か秘密会があるばかりに公開が頓挫してしまうという状況で終わっていますよね。だから、例えば、その秘密会の期限は5年だとか10年だとか、そういうのも一切決めていないわけですよね。

伊場勇副委員長 秘密会にするときには、やっぱり慎重にならなくちゃいけない

のかなというところは経験させていただいていて、例えば事案によってとか、裁判中であるなど言えないこととかは秘密会にするべきでしょうが、その後、公開の場で私たちは審議、協議していかなきゃいけないので、秘密会を開くときの要綱みたいなものが、もっとしっかりあれば、こういった議事録の公開等々の問題にも、つながっていくんじゃないかなと思いました。

高松秀樹委員 秘密会というのは、会議公開原則の例外規定なんですよ。例外規定がうたってあるということは、必要性があるということで会議規則にもうたってあるんだと思っています。だから、問題は今言われるように情報公開条例との関連性と書いていますけど、ここだと思います。事務局に聞きたいんですけど、それはどういう関連性をおっしゃっておるのかなと。

島津議会事務局次長 情報公開条例第9条第1号には、法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報については、非公開と記載されています。会議規則には、秘密会の議事は、公表しないと定めております。地方自治法には、会議については、各地方議会で規則により定めるとされております。その関係で見ますと、第9条は法令又は条例です。実際に定めているのは規則です。ですから、これには該当しないと事務局では考えておりましたが、弁護士等に相談したところ、地方自治法に委任されている規則であるので、この法令又は条例によって公表できないと定められているのと同様であるということでしたので、非公開と判断したということです。

高松秀樹委員 ということはこれをすぐ打開するには、会議規則の改正を行えば、全てできるということですか。

島津議会事務局次長 今は全て非公表、公表しないと定めておりますが、これを例えば秘密と特定した事項を公表しないというように定めれば、それ

は可能だと思います。

山田伸幸議員　そういう要綱なり、実際にそういう条例の見直し等含めて、事  
のあった以降のものについてしか適用できないんじゃないですか。遡っ  
て適用できるんですか。

長谷川知司委員長　遡及適用と書いていないと駄目でしょうね。

島津議会事務局次長　今のは一つの見方ですけど、この見方に沿ってやった場  
合に、当然、秘密会に出席された方は現在の状況を見てお話しされてい  
らっしゃるわけですから、そこを遡及適用というのはちょっと難しいの  
ではないかなと思います。

長谷川知司委員長　いろいろ調べられたけれど、本市のやり方が間違っている  
ということはないということですか。では、ここでちょっと休憩しまし  
ょう。11時5分まで休憩します。

---

午前10時52分　休憩

---

---

午前11時6分　再開

---

長谷川知司委員長　休憩を解きまして、会議を進めたいと思います。先ほどか  
ら続いております、4、会議録の公表について。皆様方の意見をまとめ  
るに当たりまして、会議規則第112条第1項、それから情報公開条例  
第9条第1号により公表しておりませんというのが一つ案でありまし  
たが、皆さんから意見があればお願いします。

高松秀樹委員　今言われたのは、情報公開条例の一文と会議規則の一文を単に  
言われたにすぎないと思いますので、それをもってどうするのかという  
のを検討すべきだと思います。

山田伸幸議員 今日、この結論を出さなくちゃいけないんですか。どうですか。

長谷川知司委員長 出せるものは出したいですけど、無理なものもあります。  
そう理解しております。

山田伸幸議員 これ以上議論するんでしょうか。

島津議会事務局次長 このモニターの方の意見については、なぜなのでしょう  
かというところの現時点の答えとしてはこうなっておりますが、今後、  
秘密会の議事の公開については、議論していくべきことだろうとは思  
います。

長谷川知司委員長 だから、先ほど私が言ったことでいいですか。今後は検討  
しないといけませんよ。そういうことでいいですか。（「はい」と呼ぶ  
者あり）5、議会運営委員会の構成とルールについて。「無所属議員が約  
半数を占めるような事態については、新たな議会運営委員会の構成に関  
して、新しいルールづくりが必要ではないでしょうか。」。これに対し  
て、「新たなルール作りについては検討してまいります。」と答えてお  
りますが、皆様方、これについて意見があればお願いします。

山田伸幸議員 現行の議会運営委員会の選考が、会派の代表者によるとなっ  
ているんですけど、以前は常任委員会から出されたこともあったんです。  
その辺で一定のルール、妥当性があるもので決めていけばいいんじゃない  
かなと思います。それとか、例えば政党について、今2人につき1人  
とかいろいろ出ているんですけど、政党枠を認めるだとか、その辺で  
いろいろと見直しが必要ではないかなと思います。

長谷川知司委員長 今会派代表ということでやっております。会派は最低限の  
人数3名であれば、3掛ける7で21ということで、7名の人数が最大

になると思います。また委員会制であれば、三つの常任委員会がありますので、各委員会から2名出していただければ、2掛ける3で6名の議運のメンバーになるということも可能であります。ただ、どのような形がいいのかということは、今後私たちも本当に検討していかないといけないと思います。ただ、今4名の議運というのは異常であるというのは皆さん理解していただいていますので、委員外議員という形で3名の議員の方に御多忙の中、参加していただいています。できるだけ私たちも現状の中では努力しておりますが、根本的な改正については、今後検討するというにしたいと思います。

高松秀樹委員 今後検討しなくても、うちは会派制をしいていますよね。議会運営委員会については今までのとおり会派3人に1人というルールを変える必要はないと思います。ただし、ここに書いてあるように、無所属議員が約半数を占めるような事態は異常事態だと思います。そこで議会運営委員会の定数について今何人となっていますか。どういうふうに書いてあるんですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 山陽小野田市議会委員会条例第4条第2項に、ちょっと表現が正しいか分かりませんが、書いてある文言どおりいくと、議会運営委員会の委員の定数は8人以内とされています。

高松秀樹委員 ちょっと若干話題を逸れるんですけど、8人以内という書き方も大丈夫なんですか。定数というと普通は「以内」というのはないはずなんです。それはちょっと研究してもらって、8人というのはあり得るんかな。7人じゃないですか。会派3人に対してでしょ。（発言する者あり）ということは、この委員会条例を改正する必要があるということで、3で割ると今7人。「以内」というのはふさわしくないと思うんで7人とすると、今ちょうど7人いますよね。ということは、定数になるまでは無所属議員を今みたいに委員外議員として最初に設定するような形で運用していけばいいと。今言う常任委員会からうんぬんということ

じゃなくて。常任委員会から出してもしょうがないんですよ。会派が理念を持っているわけでしょ、政策を持っているわけでしょ。その中から出ていく。でも過半数に満たないということは、議会運営決定機関としてはふさわしくないから、やっぱりその7人なら7人の数を保障するという形にすべきだと思います。

長谷川知司委員長 ほかに意見はありますか。議運の話す内容は、会派で話すべきというような方向性を出すことが多いということで、高松委員もそう言われたと思います。高松委員が言われたことを復唱しますが、会派制を取っている以上、会派が少なくなれば、当然、議運のメンバーも少なくなります。それについては、足りない分は委員外議員として補足をお願いするというスタンスです。これで現在行っています。

山田伸幸議員 委員外議員というのは委員ではないんですよ。それと会派を3人とすると規定していますので、それはどうなのでしょう。2人でも会派は会派だと思うんですけど。その辺の見直しは必要なくて、やはり3人以上が必要だと、必ずこれは必要だという形でいくんでしょうか。

長谷川知司委員長 今は会派を決める要件とはちょっと違うと思うんです。議会運営委員会の構成とルールというのと会派というのは、今はちょっと別にしておいていただきたいと思います。（発言する者あり）ちょっと暫時休憩します。

---

午前11時15分 休憩

---

---

午前11時22分 再開

---

長谷川知司委員長 休憩を解いて、再開しますが、今休憩した理由は、定数が8名以内ということをお話しました。そういうことでちょっと休憩を取らせていただきました。では、審議を再開します。何かこの

議会運営委員会の構成とルールについて意見はありますか。

高松秀樹委員 ルールは今のままでいいと思います。

山田伸幸議員 会派構成がなかなかうまくいなくて、今四つの会派ということなんですけど、これが今の定数のままですと、また起こりうることなんです。そういったときには、どういう補充の仕方をするかを検討しておかないといけない。次の新たな任期が来られた皆さんにも、きちんと伝えていくべき課題ではないかなと思います。

高松秀樹委員 委員外議員の皆さんに来ていただくのは、緊急避難的措置だと思っています。だからその都度、そこの判断をしていけば何の問題もないと思っています。議運は議長の諮問機関ですので、その辺も含めて、時の議長の考え方で運営していけばいいと思います。

長谷川知司委員長 議長の諮問機関ではありますが。しかし、議長と一緒にって様々な問題を協議していくべきであります。そういうことで、議長が、会派を作るような方向性で話をされるかもしれませんし、無理なら無理でしようがないです。今の高松委員のお話でいいですか。ほかに意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、5を終わります。その他について何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局からないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）議長、ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）副議長、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、これで第69回議会運営委員会を閉会します。どうもお疲れ様でした。

---

午前 11時25分 散会

---

令和3年（2021年）6月24日

議会運営委員長 長谷川 知 司